

船員手帳に係る各種申請案内

船員手帳関連の申請種別 必要書類一覧

申請内容	手数料	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
新交付	1,950円	○	○	○	18歳以上の 方は不要 ○	○	○			船員手帳が なければ不要 ○
再交付	1,950円	○	○	○		注1 ○	注2 ○	注3 ○	船員手帳が あれば不要 ○	船員手帳が なければ不要 ○
書換 (更新)	1,950円	○	○	○			注2 ○			○
訂正	注4・注5 430円	○	○			○				○

※ 1：上記手数料は運輸局・運輸支局等に申請する場合に必要な収入印紙の金額です。上記手数料について、**指定市町村に申請する場合は金額・納付方法等を各市町村にお問い合わせください(現金等による納付となり、金額も各自治体の条例で定められています)**。

※ 2：新交付となるのは、過去に手帳を受有したことがない場合。または、受有する手帳の有効期限が1ヶ月以上経過している場合。

※ 3：再交付となるのは、手帳を紛失し、その手帳が現在も有効の場合。または、手帳を紛失し、その手帳が有効期限経過後1ヶ月以内の場合。

注1：もとの船員手帳（現在使用している船員手帳）により氏名・本籍地等が確認できる場合は不要。

注2：もとの船員手帳（現在使用している船員手帳）により雇用関係が確認できる場合は不要。

注3：雇入契約が存続中にも関わらず、もとの船員手帳を紛失等した場合であって、海員名簿を提示できない場合に提出可（任意）。

注4：訂正回数分の手数料が必要となります。（例：船員手帳に記載の本籍地から2回本籍地を変更した場合→860円）

注5：行政区画変更又は官庁誤記による訂正のみであれば手数料は無料です。

必要書類

① 申請書

- 新交付：船員手帳交付申請書
- 再交付：船員手帳再交付（書換え）申請書
- 書換：船員手帳再交付（書換え）申請書
- 訂正：船員手帳訂正申請書

② 手数料

- 窓口によって支払方法が異なります
- 運輸局・運輸支局・海事事務所→収入印紙
- 指定市町村→現金等
(指定市町村に申請する場合は、金額・納付方法など各指定市町村にお問い合わせください)

③ 写真 2枚

- 縦4.5cm×横3.5cm
- 申請日前6ヶ月以内に撮影したもので、単独、無帽かつ、正面上半身もので台紙にはらないもの

④ 法定代理人の承諾書

- 法定代理人全員が、申請者が船員になることについて、許可したことを証する書類
- 申請者が18歳未満の場合のみ提出が必要

⑤ 住民票等（いずれか1点）

- 本籍の記載のある住民票、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書（※）
- ※自治体窓口等から発行された原本を提出
- ※申請日前1年以内のもので、個人番号記載なし
- ※住所のある自治体等に申請する場合は提出を省略できる場合がありますので、各指定市町村にお問い合わせください

⑥ 雇用証明書

- 船舶所有者が発行した雇用関係を証明する書類

⑦ 船員手帳再交付雇入関係事項証明書

- 雇入契約存続中に船員手帳を紛失等した場合で海員名簿を提示できない場合に提出可（任意）

⑧ 顔末書

- 船員手帳を紛失等した場合であって、その手帳の有効期限内の場合（経過後1ヶ月以内を含む）

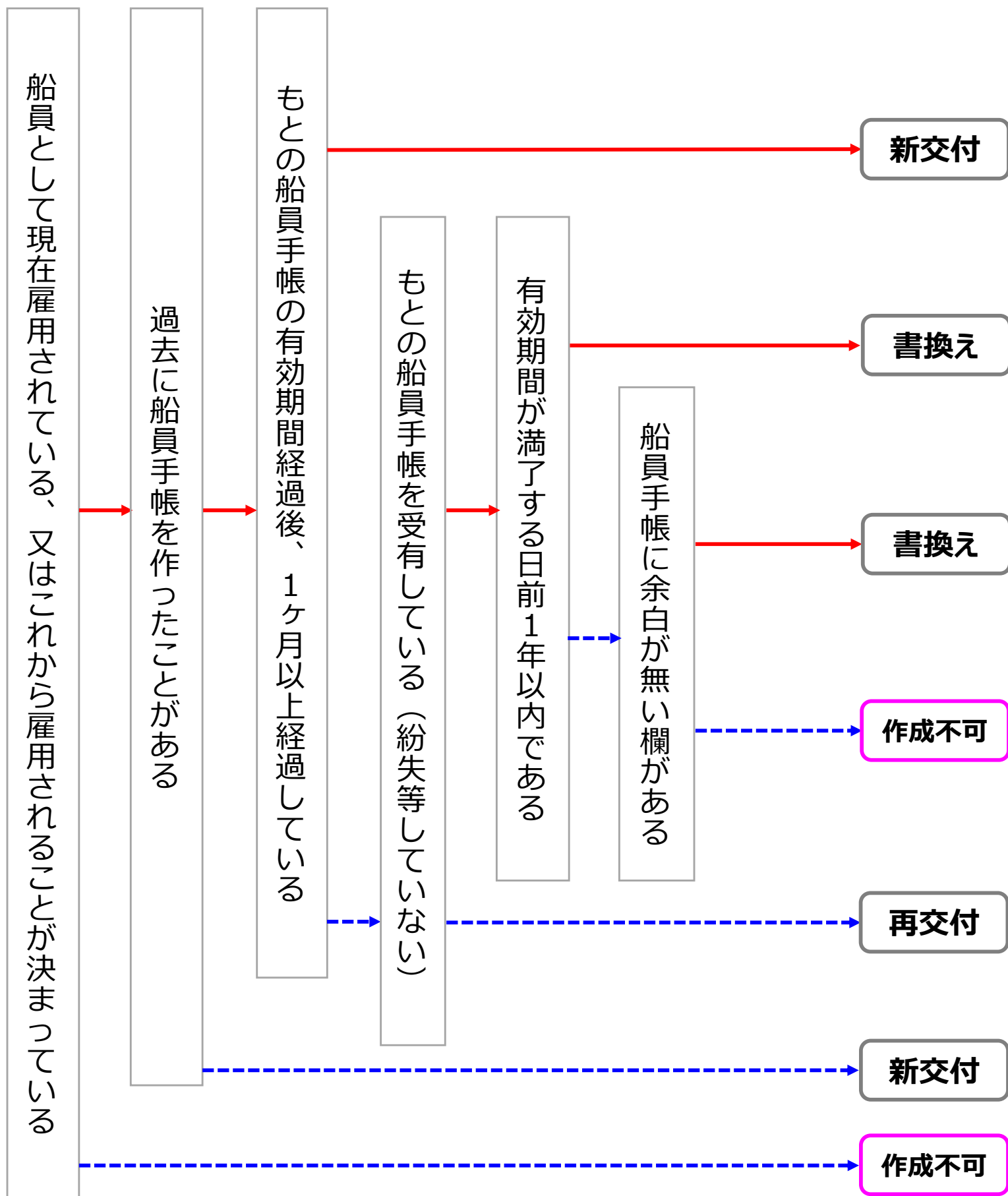
⑨ 現在受有する船員手帳

- 有効期限の有無に関わらず、無効処理が行われていない手帳を受有していれば提出が必要

船員手帳の申請には必ずご本人の来庁が必要です。お問い合わせは実際に申請を行う各窓口（指定市町村含む）までお願いいたします。

船員手帳の交付に関するフローチャート

→ はい
--- いいえ



船員手帳に記載されている氏名・性別・本籍に変更があった場合

現に有効な船員手帳に記載されている氏名・性別・本籍に変更があった場合は、上記申請とは別に訂正申請が必要になりますので、別途訂正申請に必要な書類等もご用意をお願いいたします。